

第2回「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」あり方検討会

日時：平成22年6月9日(水)

午後1時30分～3時30分

場所：県庁13階 環境生活部会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ あり方検討会座長 佐藤 敏悦

3 議 題

- (1) 第1回の論点整理について
- (2) 消費者モニターの現状と課題について
- (3) 取組宣言について

資料1 第1回あり方検討会の論点整理

資料2 消費者・事業者向け事業の全国（都道府県）まとめ

資料3 消費者モニター活動イメージ図（叩き台）

資料4 消費者モニター制度のチャート分析図

資料5 取組宣言事業の今後の方向性について

資料6 県等が実施している取組・マーク

(別冊1) 第1回議事録

(別冊2) 公正取引協議会関係

(別冊3) 食の安全安心に係る自主基準に関するガイドライン

◇第1回 あり方検討会 の論点整理

(1) メリット・必要性

現状	課題・意見
<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法があるのに、あえて取組宣言を行う必要性が見えない。 ・加入するメリットがない。 ・県取組なのか、国取組なのか、保健所取組なのかかわからない。混同されている。 ・取組宣言の特徴、他との違いが見えない。 ・取組宣言は県で一方的に言っているだけで、事業者が実際何をしているかの実態が見えてこない。 ・制度そのものが問われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組宣言を行う意味を再度見直し、その特徴、他との違い、必要性、メリットを明確に提示する必要がある。その方法が問題である。 ・事業者が具体的に何に取り組んでいるか打ち出すべき。

(2) レベル・基準

現状	課題・意見
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者によって、宣言内容のレベルが全く異なる。 ・問題発生時のマニュアル等がなくても宣言に参加しているところもあり、安心とはいえないのではないかと。 ・宣言内容をきちんと実行するのは実は大変なことである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ある程度の基準を設け、その基準を満たした場合のみ宣言者と認めるなどの措置が必要である。 ・衛生面だけでなく、減農薬、有機、添加物、遺伝子組換え等のカテゴリーごとに何か特色を打ち出せないか。細分化と明確化。 ・事業者も消費者も無理なくできることが重要。

(3) P R

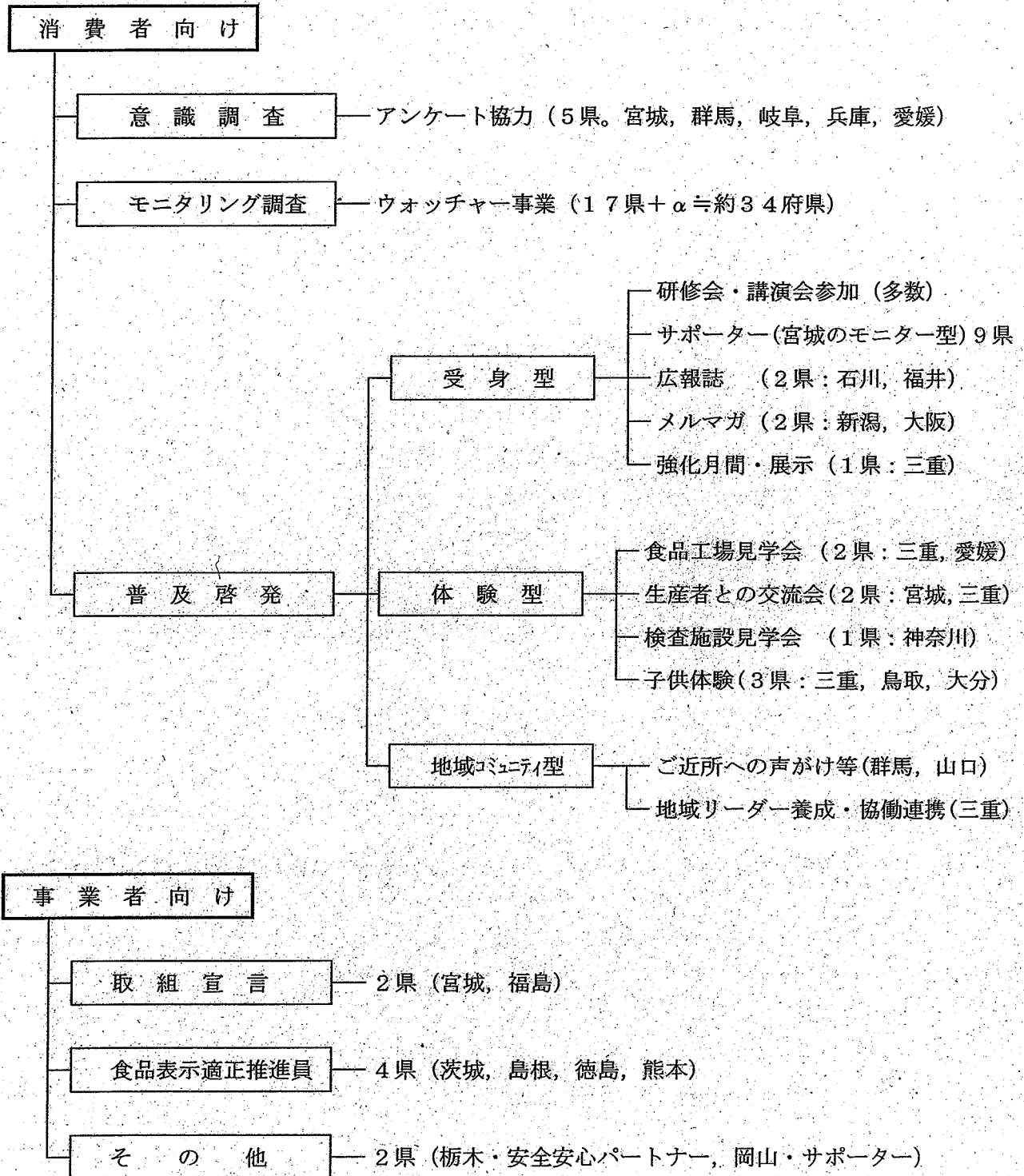
現状	課題・意見
<ul style="list-style-type: none"> ・宣言制度の認知度が低く、まだよく理解されていない。 ・団体の一括登録だと、宣言をしているという意識が薄い。 ・宣言者検索 HP が分かりにくいところにあり、見る人が少ないが、県のHP上で公表しているのはすばらしいこと。 ・ロゴマークの認知度が低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・P R強化が必要だが、それ以前に制度が分かりにくいということが問題である。 ・また、ロゴマークにおいてはインパクトに欠けるデザインであることも原因としてあげられ、検討の必要がある。

(4) その他

現状	課題・意見
<ul style="list-style-type: none"> ・取組宣言だけでなく、他にもロゴマークは多くあり、混乱している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県で統一するか、分かりやすい分類を作るかなど、検討の必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・宣言すればそれでいいのかという不安を抱えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政側からも働きかけをするべき。
<ul style="list-style-type: none"> ・HP上の情報が不明確。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の確認、訂正を行う。

消費者・事業者向け事業の全国(都道府県)まとめ

食と暮らしの安全推進課 H22.6.9



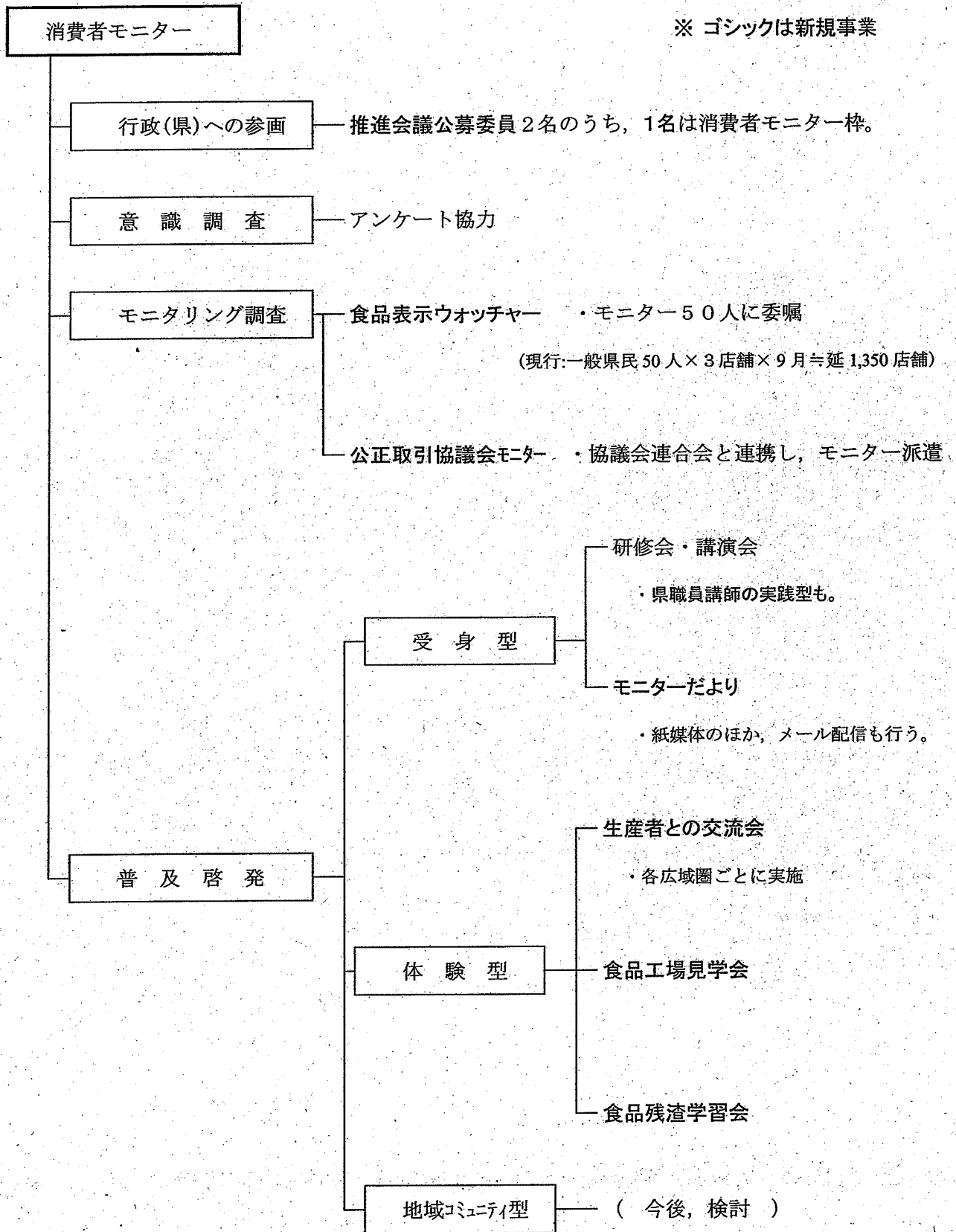
※ 調査方法は、都道府県ホームページより検索して整理・分類した。

※ 事業者向けは「食の安全安心」「食品表示」という観点で整理し、「食品衛生」「県版 HACCP」など衛生管理の観点では整理していない。

消費者モニター活動イメージ図（叩き台）

食と暮らしの安全推進課 H22.6.9

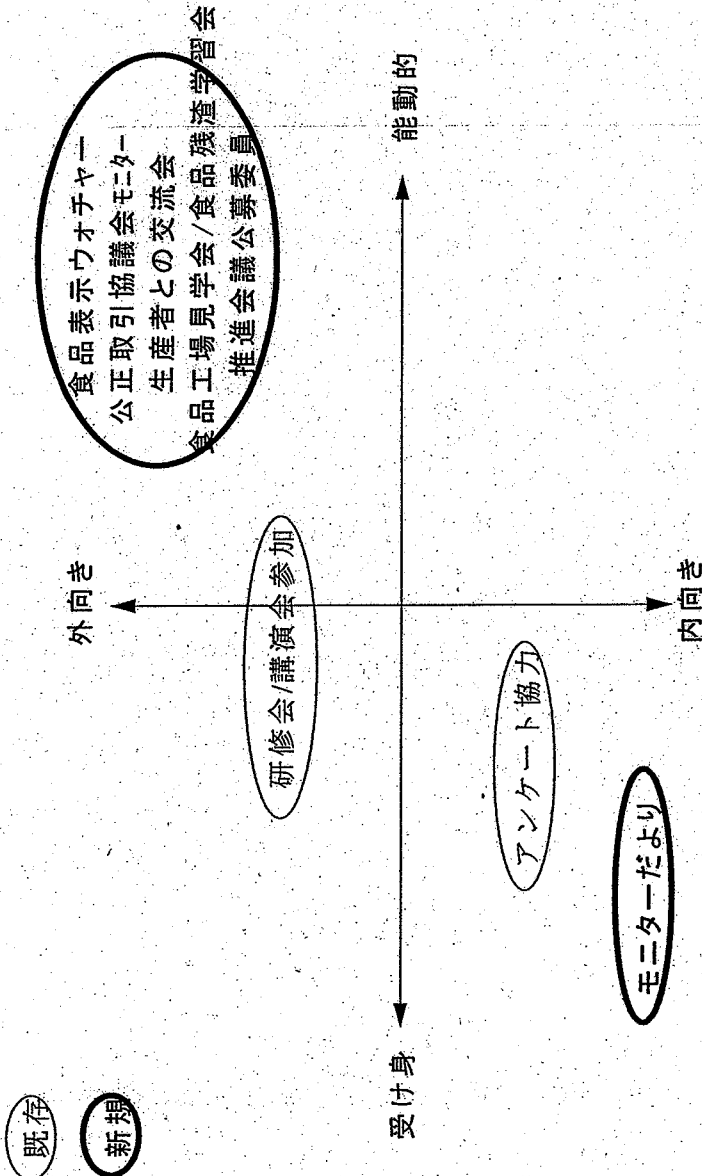
※ ゴシックは新規事業



H22.6.9 食と暮らしの安全推進課

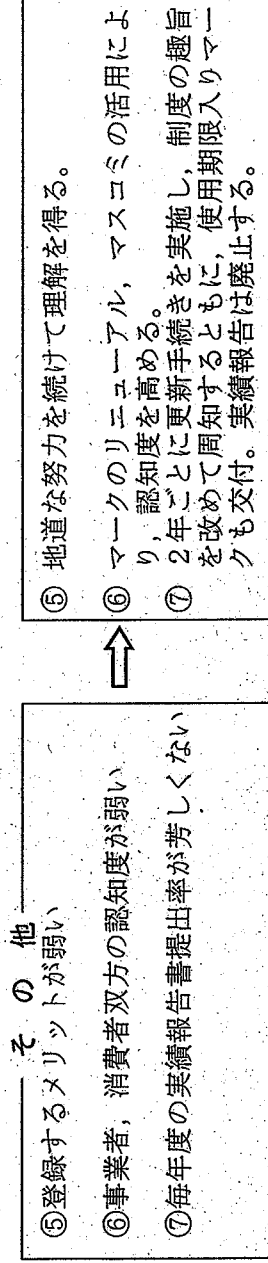
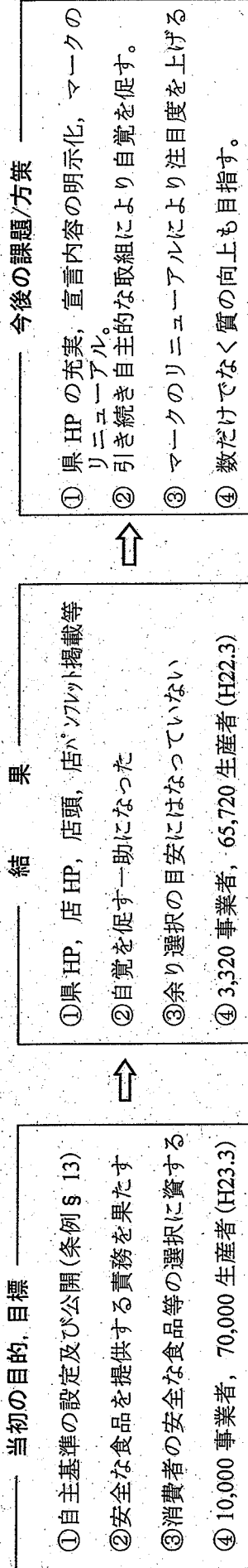
消費者モニター制度のチャート分析図

1 消費者モニター



生産	加工	流通	消費	廃棄
<ul style="list-style-type: none"> ・生産者との交流会 ・食品工場見学会 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示ウォッチャー ・公正取引協議会モニター 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会/講演会参加 ・推進会議公募委員 ・アンケート協力 ・モニターだより 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品残渣学習会 	

取組宣言の今後の方向性について

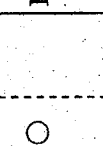
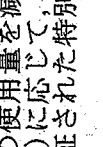
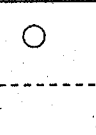
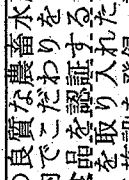
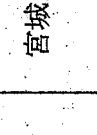
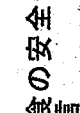


(ポイント)

- ① 得意分野等を前面に出す。
 - 食の安全安心取組宣言 (例:当店は〇〇〇に取り組んでいます)
 - (例:当店は〇〇〇認証店です)
- ② マークはリニューアルする。
- ③ 2年ごとの更新手続きを実施する。実績報告は廃止する。
- ④ 自主基準のガイドラインから衛生管理基準を外し, 必須項目とする。

これまでの取組宣言		これからの取組宣言	
安全面(衛生面) 安心面, 得意分野等		自主基準&公開	
食品表示	衛生管理	食品表示	衛生管理
JAS法	食品衛生法	JAS法	食品衛生法
その他	その他	法令以外	その他
	その他関係法		その他関係法

H22.6.9 食と暮らしの安全推進課
 県等が実施している取組・マーク

区分	名称	実施機関	概要	認定基準の有無	関連データ	マーク	備考
生産 (農業)	1 みやぎの環境にやさしい農産物認証制度(特別栽培農産物)	宮城県	農薬や化学肥料の使用量を減らすなど使用状況(4区分)に応じて、県の認証基準に基づき認証された特別栽培農産物を表すもの。	○	H20 県内 約 3,340ha	  	 
	2 みやぎの環境保全米	JA みやぎ	JAグループ宮城が中心となって取り組んでいる環境に配慮して栽培された米。いくつかの栽培方法があり、特別栽培農産物や有機JAS農産物も含まれる。	○	H20 県内 約 20,822ha		
	3 エコファーマー	国	農薬や化学肥料を2割以上減らすなど、持続性の高い農業を実施している農家(人)を認定するもの。	○	H20 県内 約 12,700ha 9,185人		全国統一マーク
	4 有機JAS	国	認定機関から認定を受けた事業者により、有機JAS規格に基づいて生産・製造された有機食品。	○	H20 県内 約 317 ha		
	5 遺伝子組換え食品	国	主な原材料が遺伝子組換え食品である場合、その旨を表示することを義務づけ。	○			農産物7作物、加工食品32食品群
流通	1 宮城県認証食品(3E)	宮城県	県内産の良質な農畜水産物を主原材料に、県内でこだわりのもって製造された加工食品を認証するもの。	○	103事業者		認定 24 事業者 登録 39 //
	2 みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度	宮城県	HACCPを取り入れた衛生管理を実施している施設を登録・認証する制度。	○	認定 31 品目 登録 45 //		
	1 地産地消推進店	宮城県	地産地消に積極的に取り組み、一定の要件を満たして登録されている飲食店並びに旅館及びホテル等の宿泊施設、バー、カフェや食材の産地表示、お土産の提供、バリアフリーに配慮した食事環境など満足度の高い飲食店。事業者・事業者自らが行う食の安全安心に関する自主的な取組について、ロゴマークで公表。	○	飲食店 118 ホテル等 26 計 144 H22.4.13		
店舗	2 健康づくりサポート・おもてなしの店	宮城県		○	344 店舗		
	3 みやぎ食の安全安心取組宣言	宮城県	県内の食産業振興のため、官民共通のマーク。	○	H22.6.8 3,320 者		
運動	1 食料王国みやぎ	宮城県		○	—		
	2 みやぎ食の安全安心県民総参加運動	宮城県	「安全で安心できる食」の実現を目指す消費者、生産者・事業者及び行政の協働した取組として展開。	○	—	